

◎職員の福祉および利益の保護の状況

● 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は埼玉縣市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

その他、当市における福利厚生制度として、人間ドックを受診した際の自己負担額を助成する職員健康管理事業を実施しています。

● 福利厚生制度に係る市の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています。市の負担金の率は法定されており、令和5年度は1,216,702千円の負担金を支出しました。

この他、令和5年度は職員の福利厚生事業に対する補助金等として3,436千円、人間ドックの助成金として9,745千円を支出しました。

● 公務災害の認定状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

令和5年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は、35件（公務災害30件、通勤災害5件）あり、令和4年度より17件増加しています。

◎勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況 （令和5年度）

勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。